



公益社団法人栃木県産業資源循環協会

協会だより

〒320-0043
宇都宮市桜4-2-2 栃木県立美術館普及分館 3F
TEL 028-612-8016/FAX 028-612-8017
<http://www.tochigi-sanpai.or.jp>

Vol.149
8月号

令和6年度各種事業の推進について、各委員会、部会で意見交換が行われました

7月30日(火)、31日(水)、宇都宮市の栃木県立美術館普及分館において、各委員会と建設廃棄物部会が開催され、今年度の各種事業について活発な意見交換が行われました。

○適正処理・調査研究委員会、相談指導委員会合同委員会

【協議事項】

1. 優良産業廃棄物処理施設等の視察研修
視察先候補と調整を行い、10月頃に視察することで理事会に提案することとなりました。
2. 反社会的勢力排除のための研修会
最近の反社会的勢力をはじめ、暴力団のような行動をする半グレの動向や対策等の内容で理事会に提案することとなりました。
3. 組織強化の推進
現在行っている加入勧奨を継続的に実施するほか、業務上関連がある未加入業者へ積極的に声をかけていくことになりました。

【報告事項】

各種事業の概要等について報告しました。

1. 災害廃棄物処理支援事業
2. 会員名簿の作成及び広告の募集
3. アドバイザリー事業
4. 不法投棄・不適正処理防止対策

【その他】

各種事業の概要等について説明しました。

1. 令和6年度許可申請等に関する講習会
2. 令和6年度産業廃棄物処理検定

○研修委員会、普及啓発・情報委員会合同委員会

【協議事項】

1. 令和6年度 研修事業
各種研修事業を推進していくことになりました。
2. 行政との意見交換会
会員からのアンケート結果に基づく今年度の意見・要望事項を踏まえ、廃棄物の現状や課題等について意見交換を行うことになりました。
3. 排出事業者（団体）との意見交換会
他団体から要請があれば検討することで、理事会に提案することになりました。

【報告事項】

各種事業の概要等について報告しました。

1. 産業廃棄物処理施設に係る県民の理解促進
2. 共催講習会事業

【その他】

各種事業の概要等について説明しました。

1. 災害廃棄物処理支援事業
2. 会員名簿の作成及び広告の募集
3. アドバイザリー事業
4. 令和6年度許可申請等に関する講習会
5. 令和6年度産業廃棄物処理検定

～協会ニュース～

○建設廃棄物部会

【協議事項】

1. 再生骨材の試験データについて
現在の課題や今後の進め方等について協議しました。

【報告事項】

1. 栃木県土木整備部と資源循環推進課との公共工事における再生材の利用促進における意見交換会の開催結果
令和6年3月1日に開催された概要等について、報告しました。

【その他】

1. 建設廃棄物処理・処分価格実態調査

関東地域協議会建設廃棄物処理・処分価格実態調査の概要説明のほか、今年度の調査についてアンケートの協力を依頼しました。

産業廃棄物処理業における実務者研修会の開催について

産業廃棄物の適正処理の推進及び産業廃棄物処理業者の資質向上を図るため、産業廃棄物処理業界の現状や課題、今後の動向等について研修会を開催いたします。

今年度も、講師に長岡文明先生をお招きし、前半は「現地確認はデジタル技術で換えられるのか？」や廃棄物処理業界に影響すると思われる「再資源高度化法」について、後半は最近の違反事例を題材に視聴者参加型で行う予定です。

参加を希望される方は、協会事務局まで御連絡ください。TEL028-612-8016

1. 日 時 令和6年9月10日(火) 13:30 ~ 16:00

2. 場 所 栃木県総合文化センター 特別会議室(3F)
宇都宮市本町1-8 TEL028-643-1000

3. 内 容 廃棄物処理法にかかる最近の話題。
デジタル通知で現地確認は変わらるのか？等

4. 講 師 BUN環境課題研修事務所 主宰 長岡 文明 氏

5. 定 員 80名

6. 受講料 (公社)栃木県産業資源循環協会 会員 無料
(公社)栃木県産業資源循環協会 非会員 3,300円(税込)

反社会的勢力排除のための研修会の開催について

産業廃棄物処理業界から反社会的勢力を排除するため、最近の暴力団等の情勢や企業への暴力の実態と対策等について研修会を開催いたします。

参加を希望される方は、協会事務局まで御連絡ください。TEL028-612-8016

1. 日 時 令和6年9月24日(火) 13:30 ~ 16:00

2. 場 所 栃木県総合文化センター 第1会議室(3F)
宇都宮市本町1-8 TEL028-643-1000

3. 内 容 ①暴力団の現状と対策について(仮)
講師：栃木県警察本部 刑事部組織犯罪対策第一課 職員
②反社会的勢力による不当要求対応要領について(仮)
講師：公益財団法人栃木県暴力追放県民センター 職員

4. 定 員 50名

5. 受講料 無料

【青年部】 令和6年度環境学習出前授業に参加しました

当協会では、栃木県や関係団体と連携を図りながら、産業廃棄物処理施設の重要性や安全性について正確な情報を発信するなど、処理施設に対する県民理解促進のための様々な事業を行っております。今年度も事業の一環として、7月9日(火)、大田原市立薄葉小学校において環境学習出前授業が開催され、青年部の福田部長をはじめ10名が参加しました。

環境学習出前授業は、県内の小学校等に出向き、ごみが資源として再び生まれ変わる様子や廃棄物処理施設の役割などの説明を通じて、環境に優しい循環型社会づくりについて学ぶ授業を行っております。

青年部員は、子どもたちにパッカー車（ごみ収集車）の仕組みやごみ収集の仕事などについて、実物を見ながら説明を行ったほか、児童がパッカー車にごみを投入し、ごみが圧縮され押し込まれる様子を直に体験しました。

また、今年度から、海洋プラスチックごみ問題やごみの分別について学ぶ内容として、浦島太郎をモチーフにした寸劇「プラスチ郎」を行いました。



【寸劇「プラスチ郎」】



【パッカー車によるごみ投入体験】

清掃活動を実施しました

7月24日(水)、CSR活動の一環として、宇都宮市のオリオンスクエア周辺において、清掃活動を行いました。今後も様々な場所で、積極的に取り組んでいきます。



【清掃活動】



【栃木協会青年部員】

－青年部に入会しませんか－

青年部は、(公社)栃木県産業資源循環協会の組織の一員として、協会が実施する事業への参加・協力及び全国産業資源循環連合会青年部協議会等の事業に参加するなど、部員の人材育成に積極的に取り組んでいます。令和6年8月1日現在、27名の部員がおりますが、より多くの方に入会いただき、部員の資質向上と連携強化を図ることにより、貴社におかれましても発展の一助になると考えております。

是非、御入会頂きますようお願いいたします。TEL028-612-8016

スキルアップを考えている
方に必須の試験です

産業廃棄物処理検定

廃棄物処理法基礎



産業廃棄物処理検定のマスコット
「てされ君」

本検定は環境大臣登録の「人材認定等事業」です

試験問題は

公式テキスト第1版(発行:令和5年9月)の内容を理解しているかを問います。
2024年4月1日時点で成立している法令に準拠して出題します。

この検定に 合格すると…

- 合格証明書カードが発行されます。
- きちんとした知識を備えた人材であることを連合会が認定します。
- お客様やクライアントからの要望に対して、より効果的で適確な提案をすることができます。

令和6年度から「CBT方式の試験」で行います。

※ CBTとは、テストセンターにおいてパソコンを使用して行う試験

試験実施期間

第7回 令和6年9月9日(月)～9月29日(日) (申込期間)令和6年8月5日(月)～8月26日(月)

第8回 令和7年2月12日(水)～3月5日(水) (申込期間)令和7年1月8日(水)～1月29日(水)

※受験日時については、試験実施期間内で、受験者が選べます。

試験会場

全国約360のテストセンター
にある最寄りの会場から
受験できます。

受験料

9,900円(税込)

全産連 研修会・セミナー

<https://www.zensanpairen.or.jp/application/seminar/>



申込方法

インターネット(Web)受付のみ
弊会のホームページ経由等で(株)シー・ビー・ティ・ソリューションズのwebサイトから申込いただけます。

受験資格

どなたでも受験可能

出題形式

CBT方式 60問(択一、選択式)

試験時間

75分

試験結果

即時判定

試験形態

テストセンターのパソコンにて回答



お問い合わせ先



公益社団法人

全国産業資源循環連合会

〒106-0032 東京都港区六本木3-1-17 第2ABビル4階

検定試験担当

E-mail : ability-as@zensanpairen.or.jp

●営業時間／月～金 9:00～17:00 ●定休日／土日・祝日

2024.04

募 集



産業廃棄物処理助成事業

～令和7年度 募集要項～

【助成事業とは・・・】

当財団では、産業廃棄物に関する3Rの技術開発、環境負荷低減技術の開発、脱炭素化技術を含む既存の高度技術を利用した施設設備やその起業化、農林漁業バイオ燃料法及び小型家電リサイクル法により認定された研究開発事業及びプラスチック資源循環認定研究開発事業に対して、助成基金を設けて支援しています。

みなさまの積極的なご応募をお待ちしております。

【助成事業の実施期間は原則1年以内】

助成事業の実施期間は、令和7年4月から1年以内とします。事業の種類によっては、令和9年3月までの最長2年間の申請も可能です。

【年間助成額は最高500万円】

年間の助成金額は最高500万円です。なお、2年継続して助成事業を希望し選考に合格した事業については、合計で最高1,000万円の助成が可能となります。ただし、予算の範囲内での執行になりますので、助成額は申請額を下回る場合があります。

応募資格、対象となる事業は当財団ホームページをご参照ください。

【応募手続き】

(1) 助成事業申請書類の入手方法

募集内容の詳細及び助成事業申請書類の様式は、当財団のホームページからダウンロードしてご使用下さい。

<https://www.sanpainen.or.jp/service02.php>



(2) 応募方法

記入要領を参考に申請書を作成し、申請に必要な書類とともに下記の応募先に郵送して下さい。

(3) 応募締切日

令和6年9月30日（月）消印有効

※ 応募前の事前相談を必ず行ってください。

※ ご提出いただいた書類等は返却いたしません。また、申請書に記載いただいた内容については、当財団の個人情報保護方針に準じて個人情報と同等に取扱わせていただきます。

〈応募先・お問い合わせ先〉

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-1-18 ヒューリック虎ノ門ビル10階
公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団 資源循環企画推進部（担当：齋喜、遠藤）
TEL：03-4355-0155 E-mail：info@sanpainen.or.jp

お気軽にお問い合わせください。

～廃棄物処理問題～

BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！



今回の宿題は、「特別管理」からでしたね。では、確認していきましょう。

宿題Q、病院業を営む事業者Aの廃棄物の処理に関する記述として、違法となる行為はどれか。

- (1) 感染性産業廃棄物は、収集運搬を感染性産業廃棄物が事業の範囲に含まれる特別管理産業廃棄物収集運搬業者Dに委託し、処分を感染性産業廃棄物が事業の範囲に含まれる特別管理産業廃棄物処分業者Eに委託しており、それぞれと書面で委託契約を締結している。
- (2) 感染性一般廃棄物も同様にD、Eに委託しているが、D、Eは一般廃棄物処理業の許可を受けていない。
- (3) 感染性産業廃棄物は他の産業廃棄物と区別して保管しているが、感染性一般廃棄物とは混合して排出されるので特に区分していない。
- (4) 特別管理産業廃棄物管理責任者として医師を充てていたが、医師は業務多忙のため、感染性廃棄物に関しては実務経験も知識もない事務職員に変更した。
- (5) 感染性産業廃棄物の排出量が年間10t未満であり、多量排出事業者には該当しないので、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画は作成していない。

【解説】

- (1) 法令の規定どおりであり違法とはならない。
- (2) 特別管理産業廃棄物収集運搬業者で感染性産業廃棄物の収集運搬を行う者は感染性一般廃棄物の収集運搬を、特別管理産業廃棄物処分業者で感染性産業廃棄物の処分を行う者は感染性一般廃棄物の処分を、一般廃棄物処理業の許可を受けずに行うことができるので違法ではない。
(法第14条第17項、省令第10条の20)
- (3) 特別管理産業廃棄物を保管する場合は、他の物が混入するおそれのないように仕切りを設けることとされているが、感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物とが混合している場合であって、当該感染性廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合は除外されているので、設問の場合は違法とならない。(省令第8条の13第4号)
- (4) 特別管理産業廃棄物管理責任者は有資格者でなければならないが、感染性産業廃棄物を生ずる事業場にあっては、医師、看護師などは資格を有する者として規定されている(省令第8条の17)が、一般の事務職員は有資格者とならないので違法となる。
- (5) 特別管理産業廃棄物の排出事業場で年間の排出量が50t以上の場合は多量排出事業者に該当する。設問のとおり多量排出事業者に該当しないので違法とはならない。

正解（4）

この問題はある程度廃棄物処理法を知っている人ほど、困惑する点があります。それは「特管産廃の許可」と「普通産廃の許可」は別物。いくら「特管産廃の許可」を取得していても普通産廃を扱うときは「普通産廃の許可」が必要・・・という大原則があるからです。

～廃棄物処理問題～

しかし、設問（2）のとおり「特管産廃である感染性産業廃棄物の許可を持っていると特管一廃である感染性一般廃棄物は扱える」という規定があるからです。同様に「特管産廃であるくばいじん」の許可を持っていると特管一廃であるくばいじんは扱える、「特管産廃であるく廢水銀等」の許可を持っていると特管一廃であるく廢水銀は扱える」と規定しているのです。これは特別管理一般廃棄物が極めて特殊な物に限定しているということもあるのでしょうか。

しかし、ここで注意しなければならないのは「特管産廃である感染性産業廃棄物の許可を持っていると特管一廃である感染性一般廃棄物は扱える」のに「特管産廃である感染性産業廃棄物の許可を持っていても感染性の無い一般廃棄物は扱えません」。前述の大原則の通り「特管産廃である感染性産業廃棄物の許可を持っていても感染性の無い普通の産業廃棄物は扱えない」となるのです。

例を示すと次のようにになります。

病院から排出される「血の付いた注射器（感染性産業廃棄物）」を扱える人物は、「血の付いた脱脂綿（感染性一般廃棄物）」も扱えるが、「血が付いていない注射器（普通産廃）」や「血の付いていない脱脂綿（普通の一廃）」は扱えない、となるのです。実務に関係する方は、くれぐれもご注意を。特別管理は難しいですね。皆さんには直接関係しないかもしれません、ここで特管一廃について確認問題。

Q、次のうち、特別管理一般廃棄物とならないものはどれか。

- (1) 家庭から排出される廃家電製品のPCB部品
- (2) 市町村の一般廃棄物焼却施設から排出される「ばいじん」
- (3) 病院から排出される血の付いたガーゼ
- (4) 家庭から排出される血の付いたガーゼ
- (5) 市町村の一般廃棄物焼却施設から排出される燃え殻で 1g 中のダイオキシン類の量が 9ng-TEQ であるもの

【解説】

(5) の燃え殻では 1g 中に 3ng を超えてダイオキシン類が含有していれば特別管理一般廃棄物である。(2) のばいじんと比較し注意すべきことは、(2) の焼却灰と分離して排出し、貯留することができる灰出し設備及び貯留設備が設けられているごみ処理施設（一般廃棄物焼却施設）から排出されるばいじんは、ダイオキシン類の含有量にかかわらず特別管理一般廃棄物となるが、燃え殻や産業廃棄物としてのばいじんは含有量によって特別管理になるかならないかが決まることがある。

なお、ng（ナノグラム）の n は 10^{-9} のことで 1ng は 1g の 10 億分の 1 であり、TEQ は毒性等量である。

正解 (4)

現在、特管一廃は大きく分けて、設問の（1）～（3）、（5）に「廃水銀」の4つです。（「その処理物」等の細かな規定もあります）（4）が該当しないのは排出場所が「家庭」のためです。「感染性廃棄物」になるのは病院や診療所等 10 の施設に限定されているからなのです。したがって、（4）は「普通の一般廃棄物」となります。

特管物のマニアックな話が続きましたので、今回の宿題は基本に戻りましょう。



宿題Q

次のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 事務所から排出される不要となった金属やプラスチック製の事務用机は産業廃棄物である。
- (2) 事務所から排出される不要となった木製の事務用机は一般廃棄物である。
- (3) 事務所から排出される不要となったコンピューターやプリンターは産業廃棄物である。
- (4) 事務所から排出される不要となったテレビは一般廃棄物である。
- (5) 事務所から排出される不要となった書類は一般廃棄物である。

ワンポイント

安全衛生

二階堂労働安全コンサルタント事務所

CSP労働安全コンサルタント 二階堂 久



職場にあった救急用具を備えよう

みなさんの事業場は、作業内容がそれぞれ違います。この違いによって、作業者が負傷した場合は、手当てが異なります（図表1）。

万一に備えた救急箱は、負傷者の手當に必要な救急用具や材料を備えなければなりません。図表2の救急箱は、安全点検のときに見かけたものです。“トローチ”、“胃腸薬”や“かぜ薬”は個人的に体調を整えるものです。負傷者の手当てとは全く関係がありません。

図表1 労働災害の発生例



図表2 職場にあった救急箱



法改正前は労働安全衛生規則第634条に、負傷者の手當に必要な救急用具及び材料として、具体的に列記していました。

令和3年12月の法改正により、労働安全衛生規則第634条は廃止になりました。

○労働安全衛生規則

第633条（救急用具）

事業者は、**負傷者の手當に必要な救急用具及び材料を備え**、その備付け場所及び使用方法を労働者に周知させなければならない。

2 事業者は、前項の救急用具並びに材料を常時清潔に保たなければならない。

第634条【廃止】

事業者は、**前条第一項の救急用具及び材料として、少なくとも、次の品目を備えなければならない**。

一 ほう帯材料、ピンセット及び消毒薬

二 高熱物体を取り扱う作業場その他火傷のおそれのある作業場については、火傷薬

三 重傷者を生ずるおそれのある作業場については、止血帶、副本、担架等

通達（基発1201第1号、令和3年12月1日）により、「事務所衛生基準のあり方に関する検討会」の報告書（令和3年3月24日公表）における提言等を踏まえ、事務所その他の作業場における労働者の清潔保持等のために事業者が講すべき措置等について、事務所則及び安衛則について所要の改正が行われました。

～ワンポイント安全衛生～

◇通達（基発 1201 第 1 号、令和 3 年 12 月 1 日）《抜粋》

第 1 改正省令の趣旨及び概要等

2 改正省令の概要

(2) 安衛則の一部改正（改正省令第 3 条関係）

イ 救急用具（旧第 634 条関係）

事業者が少なくとも備えなければならない救急用具の品目について定めている規定を削除することとしたこと。

第 2 細部事項

(2) 安衛則の一部改正（改正省令第 3 条関係）

イ 救急用具の内容（旧第 634 条関係）……（注）要点を箇条書きにしました。

①安衛則第 633 条において、事業者に対して備えることを義務づけている「負傷者の手当に必要な救急用具及び材料」について、事業場において労働災害等により労働者が負傷し、又は疾病に罹患した場合には、速やかに医療機関に搬送することが基本であること、及び事業場ごとに負傷や疾病の発生状況が異なることから、事業場に一律に備えなければならない品目についての規定は削除すること。

②負傷等の状況や事業場が置かれた環境によっては、事業場において負傷者の応急手当を行う場合もあるため、リスクアセスメントの結果や、安全管理者や衛生管理者、産業医等の意見、衛生委員会等での調査審議、検討等の結果等を踏まえ、事業場において発生することが想定される労働災害等に応じ、応急手当に必要なものを備え付けること。

③マスクやビニール手袋、手指洗浄薬等、負傷者の手当の際の感染防止に必要な用具及び材料も併せて備え付けておくことが望ましいこと。

④事業場において労働災害等が発生した際に、速やかに医療機関へ搬送するのか、事業場において手当を行うのかの判断基準、救急用具の備付け場所・使用方法等をまとめた対応要領を事業場においてあらかじめ定めておくことが望ましいこと。



この通達を踏まえて、労働安全衛生規則第 634 条の内容を見直して、一覧表にまとめたものが、右の図表 3 です。

通達（細部事項①）にあるように、『速やかに医療機関に搬送することが基本である』ことから、対応要領を事業場においてあらかじめ定めておくことが大切です。

この内容は周知してください。

まだ救急用具の内容を検討していない事業場は、すみやかに安全衛生委員会などで、負傷や疾病の発生状況を踏まえたうえ、備え付けてください。

図表 3 検討された救急箱の新旧対比表

旧版		改定版	
救急箱常備品等 払い出し依頼書		救急箱常備品等 払い出し依頼書	
所属略称	担当	所属略称	担当
救急箱常備品	依頼品目	救急箱常備品	依頼品目
①包帯	数量	①包帯	数量
②ゴムセット		②三角巾（直接職場のみ）	
③消毒薬		③ビニール袋（ごみ用、代替手袋用）	
④サージカルテープ		④消毒薬	
⑤レンドエイド		⑤サージカルテープ	
⑥レンドエイド（大）		⑥レンドエイド	
⑦滅菌ガーゼ		⑦滅菌ガーゼ	
⑧ハサミ		⑧ハサミ	
⑨電子体温計		⑩電子体温計	
⑩使い捨て手袋		⑪使い捨て手袋	
⑪救急箱		⑫救急箱	

C S P 労働安全コンサルタント（Certified Safety Professional Consultant）とは、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会より継続的に研鑽を積んでいると認定され称号使用を許可された者



佐藤泉法律事務所

LAW OFFICE OF IZUMI SATO

代表者：弁護士 佐藤 泉

〒104-0061 東京都中央区銀座1丁目16-6 鈴常ビル4階
TEL03-5250-1808 FAX03-5250-1807 <http://satoizumilaw.com>

Column
——コラム——

○成長志向型の資源自律経済戦略の実現に向けた制度見直しに関する中間とりまとめ（案）

経済産業省の委員会が作成した「成長志向型の資源自律経済戦略の実現に向けた制度見直しに関する中間とりまとめ（案）」について、2024年7月12日から8月12日までパブリックコメントを募集しています。

環境省と経済産業省は、共にサーキュラーエコノミーを推進する施策を勧めています。そのなかでも、今回の経済産業省の中間とりまとめは、制度見直し焦点を当てているのが注目されます。例えば、「循環指標ガイドラインの策定」「CEコマースの制度化」、「トレーサビリティ推進の表示制度」「情報流通プラットフォームの構築」など、表示制度や認証制度を充実させ、循環経済の促進に向けた環境整備を行うこととしています。情報開示は、正確であると同時に比較可能であることが重要です。環境問題は、排出抑制から情報の価値を競う時代に変化しているように思います。

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595224023&Mode=0>
<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000276993>

（佐藤泉法律事務所ホームページ 令和6年7月22日掲載）

○第五次循環型社会形成推進基本計画

2024年6月10日、環境省中央環境審議会循環型社会部会において、第五次循環型社会形成推進基本計画（案）が取りまとめられました。サブタイトルは「循環経済を国家戦略に」となっています。今回の基本計画は、前回の2018年制定から6年ぶりのものとなります。この間、海洋プラスチック汚染問題を契機としてプラスチック資源循環法の制定が行われ、また、円安及びエネルギー価格の上昇などから資源の確保も重要な要素となっています。さらに、EUでは再生材利用義務化の動きが加速しています。今回の基本計画では、リユース、リペア、メンテナンスも注目されました。人口減少社会でどのような循環型社会を目指すのでしょうか。

<https://www.env.go.jp/content/000229789.pdf>

（佐藤泉法律事務所ホームページ 令和6年7月16日掲載）

○地球温暖化対策推進法 2024年改正

2024年6月12日、地球温暖化対策推進法改正が成立し、6月19日に公布されました。一方、海洋再エネ法の改正案は、継続審議となっています。

地球温暖化対策推進法は、政府が地球温暖化対策計画を定め、政府及び地方公共団体が定める実行計画に基づき、温暖化対策を推進するものです。多量に温暖化ガスを排出している事業者には、排出量を主務大臣に報告する義務があります。しかし、国は2050年カーボンニュートラルを達成することを前提に、2030年度において温室効果ガス46%削減（2013年度比）を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることを国際的に表明しており、これを達成することは難しい状況です。今回の改正は、二国間クレジット制度（JCM）実施体制強化、地域共生型再エネ導入促進のため地域脱炭素化促進事業制度の拡充等が追加されました。企業活動の活性化及び地域の協力が期待されています。一方で、洋上風力発電を我が国の排他的経済水域（EEZ）に広げることを目的とする、海洋再エネ法は成立に至りませんでした。

<https://www.env.go.jp/content/000204287.pdf>

https://www8.cao.go.jp/ocean/policies/energy/pdf/yoho_kaisei/yoho_kaisei_gaiyou.pdf

（佐藤泉法律事務所ホームページ 令和6年7月8日掲載）

～相談事例～

こんな時、どうするの？ 特別管理産業廃棄物管理責任者の選任



今月号も、協会にあった相談事例を紹介します。

(質問 1)

当社は、産業廃棄物収集運搬の許可を取得し、建物の解体業をメインで行っている会社です。時々、廃石綿が使われている建物を解体しますが、会社に特別管理産業廃棄物管理責任者がいれば問題ないですか。

(回答 1)

特別管理産業廃棄物管理責任者は会社にいればいいというのではなく、特別管理産業廃棄物が発生する事業場ごとに選任する必要があります。したがって、廃石綿が利用されている建物を解体する場合、その現場ごとに選任する必要があります。

(質問 2)

時々、建物を全部解体するのではなく、一部しか解体しない場合もあります。廃石綿が利用されている建物の一部を解体する時に、廃石綿が利用されている箇所を解体しない場合には、特別管理産業廃棄物管理責任者の選任は必要ないと理解して良いか。

(回答 2)

廃石綿が利用されている箇所はそのまま手を付けないのであれば、選任の必要はありません。

(質問 3)

特別管理産業廃棄物管理責任者は現場を掛け持ちして良いですか。

(回答 3)

特別管理産業廃棄物管理責任者は施行規則第 8 条の 17 に定められている資格者でなければなりませんが、掛け持ちを禁止する規定はありません。現場が近いとか、掛け持ちしてもきちんと現場管理ができるのかがポイントになると思います。

廃棄物処理アドバイザリー事業者を募集中！

当協会では、ダイコー事件を発端に排出者責任が強化されたことから、排出事業者の委託契約、マニフェストの運用、廃棄物処理法第12条第7項に定める処理状況現地確認等に際し、支援、助言等を行う事業を実施しております。（8月1日現在、9件契約）
詳細につきましては、協会へお問い合わせください。TEL028-612-8016

(主な事業)

- 排出事業者と委託業者の契約書確認（契約内容に漏れがないか等）。
 - 処分状況の確認（処分業者の事業場へ出向き、契約書、マニフェスト、処理状況を確認）。
 - 処理施設の増設、更新等手続きの指導、助言等。
- (その他)
- 契約期間は1年間。
 - 料金は1事業所、※年間10万円。（当協会の正会員及び賛助会員は5万円）

－組織強化の推進について－

当協会は、産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等の事業を通じて生活環境の保全公衆衛生の向上及び資源の効率的活用を図ることにより、県民の福祉の向上に寄与することを目的とした公益法人の団体です。協会会員の増強につきましては、協会事務局等において日頃、入会を勧めているところですが、令和6年8月1日現在、正会員198社・賛助会員23社であり各都道府県協会と比較しますと会員数が少ない状況です。会員の拡充は、組織の社会的発言力を強化し業界発展の基礎となります。会員の皆様におかれましても、未加入の処理業者の方へは正会員として、また取引先の排出事業者の方には賛助会員として、御入会頂きますよう勧誘をお願いいたします。

お問い合わせは、協会事務局まで御連絡ください。TEL028-612-8016

～会社訪問～

《会社訪問》 今回は、正会員の 株式会社友和環境 を訪問しました。

1 会社概要

会社名：株式会社友和環境 代表取締役 宮田 泰信

本 社：栃木県下都賀郡壬生町大字藤井 1066 番地 1

TEL 0282-81-0530 FAX 0282-81-0531

ホームページ <https://www.yunan.co.jp>

設 立：平成 14 年 8 月 従業員 45 名



2 許可の取得状況

【産業廃棄物処理業】

○産業廃棄物処分業（破碎・圧縮・減容）

・栃木県許可番号：00920119865

○許可品目

- ①廃プラスチック類 ②木くず ③紙くず
- ④纖維くず ⑤ガラスくず、コンクリートくず
及び陶磁器くず ⑥金属くず ⑦ゴムくず
- ⑧がれき類 以上 8 品目



3 事業概要・施設概要

当社は主に、建設系廃棄物、工場系廃棄物、解体系廃棄物の中間処理を行っております。日々変わる環境の変化に迅速に対応していく為、最新の技術、新しい環境問題に全社員一丸となって取り組み住みよい地域づくりに貢献出来るよう努力しております。又グループ会社の株友和環境第二工場及び株友和環境第三工場は破碎・剥離施設、選別施設や混合施設を設けており、廃石膏ボード、汚泥、ばいじん、燃え殻、廃油等のセメント向けリサイクルにも積極的に力を入れております。

4 会社からひと言

当社は、令和 5 年 12 月にホールディングス化致しました。グループ会社に株友和環境第二工場（中間処理）株友和環境第三工場（中間処理）、株結南クリーンセンター（一般廃棄物・産業廃棄物収集・運搬）株結和土地建物（不動産）、株むかしの堆肥（食品リサイクル）、株イーコム（廃棄物管理）、株アメイズ（メンテナンス）の 8 社により様々な事業を展開しており、幅広いニーズに応えられるよう前進して参ります。

(株)友和環境第二工場



(株)友和環境第三工場



(株)結南クリーンセンター



(株)結和土地建物



(株)昔の堆肥



《会社のPRをしませんか》

「会社訪問」のページに掲載していただける会員の方を募集しております。情報発信のツールとして、御活用ください。詳細につきましては、協会まで御連絡ください。TEL028-612-8016

ライフプランコラム「いま、できる、こと」

ある意味、ライフプランニングは誰でも経験がある、という話し

「ライフプランを立てた方が良いのは分かるけど、何だか面倒くさそうだなあ～」と思われている人、結構いらっしゃるのではないかでしょうか。今回はそんなあなたに、「ある意味、ライフプランニングは誰でも経験があるんです」ということをご説明しましょう。

「皆さん、昔(もしかしたら、今でも)、ご家族やお友達と“人生ゲーム”ってやったことがありますよね？」

そうです、私が思うに、“人生ゲーム”って、まさにライフプランニングを疑似体験できるツールなんですよね。ご承知の通り、“人生ゲーム”は、ルーレットが出た目に応じて人生の筋道が決まり、様々なライフイベントをこなしながらゲームが進んでいきます。例えば、結婚して子どもが生まれたら、配偶者や子どものピンを自動車のコマに刺しましたよね。そして、給料日には職業に応じた給料を受け取り、家を買ったり、株式や保険を購入することもできます。たぶん、約束手形なるものは、“人生ゲーム”で初めて知った方が多いのではないでしょうか。

ギャンブルやカジノで大儲けできることもあるれば、職を失うこともあるなど、勤め人の立場からすると、かなり山あり谷ありの人生ではありますが、少し大げさに言うと、「多くの人にとって人生ゲームとは、将来のライフイベントを意識する人生最初のきっかけになっている」と思います。

だからと言って、ライフプランセミナーで「まず、皆さんで人生ゲームをやりましょう！」というわけにはいかないですよね(苦笑)。そこで、色々と探してみたところ、とても良い教材を見つけました。第一生命が開発した『ライフサイクルゲームⅢ～生涯設計のススメ～』というスゴロク形式の消費者教育・金融保険教育教材※です。

このゲーム教材は、消費者教育教材資料表彰で優秀賞や理事長賞も受賞している優れモノです。早速、私も教材を取り寄せ(HPから申込みでき、無償で提供頂けます)、早速、妻とやってみましたが、私はFPなのに大負けてしまいました。まだまだ、修業が足りませんね♪

■「ライフサイクルゲームⅢ」のボードイメージ※



※ 出所：第一生命保険株式会社のHP (https://www.dai-ichi-life.co.jp/tips/lc_game/index.html)

～行政ニュース～

資循第 172 号
令和 6 (2024) 年 7 月 30 日

公益社団法人栃木県産業資源循環協会

会長 菊池 清二 様

栃木県環境森林部資源循環推進課長 大橋 穎恵

宅地造成及び特定盛土等規制法の運用開始に向けたパブリック・コメント（県民意見の募集）の実施について

本県の環境森林行政の推進につきましては、日頃から御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 3 年 7 月に静岡県熱海市で発生した土石流災害を受け、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）」が令和 5 年 5 月 26 日に施行されました。

本県では、令和 7 年 4 月からの盛土規制法の運用開始に向けた準備を進めているところ、規制区域（案）、許可対象規模を定める条例（案）、栃木県土砂条例の一部改正（案）について、パブリック・コメントを実施します。（募集期間：令和 6 年 7 月 30 日から令和 6 年 8 月 29 日まで）

つきましては、貴協会の会員等への周知について御配慮いただきますようお願い申し上げます。

- ・盛土規制法に基づく規制区域（案）に対するパブリック・コメント（県民意見の募集）の実施について

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/h08/pabukome/kiseikuiki2024.html>

- ・宅地造成及び特定盛土等規制法第 32 条の規定に基づく特定盛土等又は土石の堆積の規模を定める条例（仮称）案のパブリック・コメント（県民意見の募集）の実施について

https://www.pref.tochigi.lg.jp/h08/pabukome/morido_jyourei2024.html

- ・栃木県土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正（案）に対するパブリック・コメント（県民意見の募集）の実施について

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/d05/eco/dosha/dosha-publiccomment.html>

栃木県環境森林部資源循環推進課

審査指導班 前野・松村

TEL: 028-623-3154 / FAX: 028-623-3113

E-mail: shinsa-shidou@pref.tochigi.lg.jp



令和6(2024)年7月

将来予測を見る化 適応策を整理し提供

栃木県気候変動適応センターと農政部は、環境省から受託した事業において、それぞれの専門性を生かしながら、水稻（米）の白未熟粒発生率に関する将来予測マップ・栃木県版適応策リストを作成しました。

米は高温で品質低下

高温で米粒の白濁化（白未熟粒）などが発生し、食味が悪くなり、検査等級も下がります。気候変動の影響は、今後も増大すると予測され、適応策の必要性が高まっています。



白未熟粒（左）と
正常粒（右）の断面



そこで

圃場で調査・文献情報収集



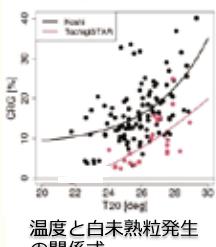
気象データ等を収集

県内の圃場15箇所で
温度等の気象データや
生育データについて調査



文献やヒアリング調査で
気候変動の影響等を収集

将来予測を計算



温度と白未熟粒発生
の関係式

過去の県内における
「コシヒカリ」と「とちぎの星」の白未熟粒の発生率を基に、将来予測計算式を構築し、将来予測計算を実施

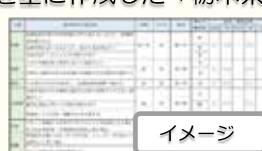
適応策の収集・整理

白未熟粒抑制のために全国で実施されている適応策に関する情報を収集・整理

栃木県版 適応策リスト作成

全国の適応策事例集を基に作成した「栃木県版 適応策リスト」を公表しています。

(詳細版・概要版)



イメージ

米以外も

県農政部では、米を含む農作物主要8品目について、より詳しい適応策を示した「栃木県農作物生産における気候変動適応ガイド」を作成しました。今後、詳しく紹介します！



詳しくはHPをご覧ください！



栃木県気候変動適応センター【事務局：栃木県環境森林部気候変動対策課 ☎028-623-3187】

気候変動とその影響、気候変動影響による被害を回避・軽減するための
適応策に関する情報はセンターHPを御覧ください。

(<https://www.pref.tochigi.lg.jp/d02/tochi-tekiou.html>)

HP



X
(旧 Twitter)



夏休みの自由研究テーマに

令和6(2024)年7月

A-PLAT キッズを活用 えーぷらっと

国気候変動適応センター(国立環境研究所)が運営するポータルサイト(A-PLAT)では、小学生~高校生を対象にした地球温暖化や気候変動適応に関する自由研究の題材やワークシートなどを提供しています。

日本に来る台風の数を数えよう

台風の数や強さについて調べる。台風が近づく時に自分のまちで起きること、台風から命をまもるために必要なことを考える。



暑い日が続くとどうなるの?

温度計での気温測定、グラフや図の読みとり等で、暑い日が続くとどうなるのか、昔と今と未来を比べながら考える。



身近な天気に関するできごとを年表にしてみよう

豪雨、台風、地元の災害など、テーマを決めて調べる。家族や身近な人から聞き取る。ワークシートで年表を作る。



温室効果ガスについて調べよう

温室効果ガスの種類や発生原因、地球温暖化と温室効果ガスの関係を調べる。

温室効果ガスを減らす方法を考える。



外来生物について調べよう

外来生物を調べ、身の回りで探してみる。

外来生物が持ち込まれた理由を調べ、問題を考える。



身近な天気に関するできごとを年表にしてみよう

豪雨、台風、地元の災害など、テーマを決めて調べる。家族や身近な人から聞き取る。ワークシートで年表を作る。



A-PLAT キッズには公的機関が提供する自由研究や調べ学習ツールもあります！



ここから



栃木県気候変動適応センター【事務局：栃木県環境森林部気候変動対策課 ☎028-623-3187】

気候変動とその影響、気候変動影響による被害を回避・軽減するための適応策に関する情報はセンターHPを御覧ください。

(<https://www.pref.tochigi.lg.jp/d02/tochi-tekiou.html>)

HP



X
(旧Twitter)



令和6(2024)年7月

農作物生産における 気候変動適応ガイド 策定！

県農政部は、気候変動に伴い増加している農業気象災害への対応力の強化に向け、気候変動に対するリスクマネジメントや適応策を実行する際の手引きとして、「栃木県農作物生産における気候変動適応ガイド」を策定し、県ホームページで公開しました。

気候変動の農業への影響

最近10年間（2012～2021年）の農業気象災害は、その前の10年間（2002～2011年）と比較して発生回数は約1.4倍、被害額は約4.9倍に増加しています。

また、夏季の猛暑による農作物の品質の低下や病害虫の発生傾向の変化など、温暖化による影響も顕著になってきています。

このため、農業経営の安定に向け、深刻化する気候変動の影響に適応していくことがとても重要になっています。

気象災害の種類	被害額増加率	
	総額	1災害あたり
災害全体	4.9倍	3.5倍
台風	9.0倍	9.0倍
降雪	136.4倍	51.1倍
降霜・低温（春）	21.3倍	6.1倍
その他（大雨・突風・旋風等）	1.5倍	1.1倍

(統計は農業気象災害データベースによる)

気候変動適応ガイドを活用し 今と将来への適応を！

県内の主要農産物8品目について、 品目別にまとめました

- ◎ 現在の状況に対する短期的に必要な対策
- ◎ 20年後を見据えた対策

- ★ 収量や病害虫の発生傾向の変化など、気候変動により生じている影響
- ★ ハウスの高温抑制対策や耐性のある品種の導入など、現在実施されている対応策
- ★ 20年後に想定されるリスクと、準備が必要な対策方法



気候変動適応ガイド
詳しくはこちら

水稻編（抜粋）

各品目を3ページにまとめた
概要版もあります！



栃木県農業防災 LINE も御活用ください！

QRコードもしくはIDから

友だち登録を！

LINE ID
@756bxcgw



栃木県気候変動適応センター【事務局：栃木県環境森林部気候変動対策課 ☎028-623-3187】

気候変動とその影響、気候変動影響による被害を回避・軽減するための
適応策に関する情報はセンターHPを御覧ください。

(<https://www.pref.tochigi.lg.jp/d02/tochi-tekiou.html>)

HP



X
(旧Twitter)

令和6(2024)年度とちぎ男性育休応援事業

とちぎ男性育休推進企業奨励金 のご案内

とも働き・とも育て
を応援します！

栃木県内に事業所を有する中小企業事業主対象

奨励金 **20** 万円



とも家事推進キャラクター

栃木県では、少子化が深刻さを増している状況を踏まえ、「とちぎ少子化対策緊急プロジェクト」を策定し、結婚、妊娠・出産、子育ての各ライフステージに応じた切れ目ない支援に取り組んでいます。この取組の一つとして、男女ともに仕事と子育ての両立を図ることができる環境を実現し、男性が育児や家事に参画できるよう、初めて男性従業員に育児休業を取得させた中小企業事業主に対して「とちぎ男性育休推進企業奨励金」（以下「奨励金」という。）を支給します。

支給概要

<主な要件>

- 1 これまでに育児休業を取得した男性従業員がいないこと
- 2 令和5(2023)年10月1日以降に、男性従業員が新たに**通算5日以上の育児休業**を取得し、令和7(2025)年3月31日までに原職等に復帰していること
- 3 とちぎ女性活躍応援団に登録していること
- 4 育児・介護休業法第22条第1項に規定する雇用環境整備に関する措置を**2つ以上実施**していること

<申請受付期間> | 令和6(2024)年5月13日(月)～令和7(2025)年3月13日(木)

※原則、育児休業から原職等に復帰した日から2ヵ月以内に申請してください。

<詳細については、要領をご確認ください。>

申請方法

郵送(消印有効)又はインターネットにより申請してください

奨励金専用HP

制度の詳細や申請に必要な書類等については、奨励金専用ホームページからご確認ください。様式等についても、奨励金専用ホームページからダウンロードできます。

▶ 奨励金専用ホームページ

とちぎ男性育休奨励金

検索

<https://danseiikukyu-shoureikin.pref.tochigi.lg.jp>



ご不明な点は、下記お問い合わせ先にご相談ください。

お問い合わせ

とちぎ男性育休推進企業奨励金事務局

〒320-0075 栃木県宇都宮市宝木本町1141 TEL: 028-678-9937

平日9:00～17:00

(土日祝・年末年始除く)

当事業は、(株)TMC経営支援センターが、栃木県から委託を受け、事務局業務を運営しています。

令和6(2024)年度とちぎ男性育休応援事業

とちぎ男性育休推進企業奨励金について

申請にあたっては、必ず「申請要領」をご確認ください。

対象となる「中小企業事業主」とは？

資本金の額若しくは出資の総額が3億円（小売業（飲食店を含む。以下同じ。）又はサービス業を主たる事業とする事業主については5,000万円、卸売業を主たる事業とする事業主については1億円）を超えない事業主又はその常時雇用する労働者の数が300人（小売業を主たる事業とする事業主については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については100人）を常態として超えない事業主をいう。

※ 事業主とは、事業の経営の主体である個人及び法人又は法人格がない社団若しくは財団をいう。

支給対象の要件

1 支給対象事業主

次の(1)～(8)の全てに該当するものとする。

- (1) 県内に事業所を有する中小企業事業主であること。
- (2) 雇用保険の適用事業所であること。
- (3) 就業規則又は労働協約等に育児休業についての規定を設けていること。
- (4) 同一事業主において、これまでに育児休業を取得した男性従業員がいないこと。
- (5) とちぎ女性活躍応援団に登録していること。(※1)
- (6) 育児・介護休業法第22条第1項に規定する雇用環境整備に関する措置を2つ以上実施していること。(※2)
- (7) 「2 対象従業員」を雇用していること。
- (8) 過去2年間において育児・介護休業法及びその他労働関係法令に違反していないこと。

2 対象従業員

次の(1)～(3)の全てに該当するものとする。

- (1) 「1 支給対象事業主」の(1)～(8)の全てに該当する県内の事業所に勤務する男性従業員であること。
- (2) 雇用保険の被保険者であること。
- (3) 新たに通算5日以上（うち所定労働日に対する休業は4日以上）の育児休業（令和5(2023)年10月1日以降に開始したものに限る。）を取得し、令和7(2025)年3月31日までに原職等に復帰していること。

提出書類

支給申請書に次の(1)～(11)の書類を添付してください((11)は該当がある場合のみ)。

- (1) 宣誓・同意書
- (2) 就業規則又は労働協約等（育児休業について規定されているものの写し）
- (3) とちぎ女性活躍応援団の会員登録証（写し）
- (4) 育児・介護休業法第22条第1項に規定する雇用環境整備に関する措置を2つ以上実施していることを確認できる書類
- (5) 対象従業員の宣誓・同意書
- (6) 対象従業員の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）（写し）
- (7) 対象従業員の育児休業に係る子の出生の事実を確認できる書類
- (8) 対象従業員から提出された育児休業の取得の申出書等（写し）
- (9) 対象従業員の出勤簿等（育児休業の状況及び復帰後の出勤状況が確認できるものの写し）
- (10) 振込を受ける金融機関の通帳（写し）
- (11) その他知事が必要と認める書類

*1 「とちぎ女性活躍応援団」とは？

知事をトップに、企業、団体、市町等のあらゆる機関が連携し、官民協働によるオール栃木体制で働き方改革や女性活躍の推進に取り組むものです。（県人権男女共同参画課所管）

※ 申請の時点で登録していることが必要です。

概要・登録方法は



とちぎウーマンナビ

*2 「雇用環境整備に関する措置」とは？

育児・介護休業法第22条第1項に規定する雇用環境整備に関する次のア～エの措置を2つ以上実施していること。

- ア 育児休業・産後パパ育休に関する研修の実施
 - イ 育児休業・産後パパ育休に関する相談体制の整備（相談窓口や相談対応者の設置）
 - ウ 自社の労働者の育児休業・産後パパ育休取得事例の収集・提供
 - エ 自社の労働者への育児休業・産後パパ育休制度と育児休業取得促進に関する方針の周知
- ※ 事業主は、ア～エの措置のうち、いずれか（1つ以上）を行うことが義務となっています。
- ※ 申請の時点でア～エの措置のうち2つ以上実施していることが必要です。

涼を求めて
奥日光へ

2024 7月～9月 ガイドツアー

7月

花や虫がとっても
元気な季節！

他には…

■早朝便・西ノ湖日の出ツアー



詳細やお申込み、その他
ツアーは各月のQRコード
からどうぞ！

面白い虫をさがそう！
『水生昆虫編』



水の中にも虫はいる！どんな生活
をしているのか覗いてみよう！

7/15(月祝) 9:30～13:30

参加費：4,000円

集合：光徳駐車場

お花ちゃんと
フラワーハイキング



お花大好き解説員がお花の魅力
を愛たっぷりにお伝えします！

7/14、21(日) 10:05～13:30

参加費：4,000円

集合：赤沼自然情報センター

8月

8月でも奥日光は
涼しい～！

他には…

■夏の戦場ヶ原ガイドウォーク
■夕暮れの湖畔で生きもの探し
■秘滝トレッキング～線滝～
■切込湖・刈込湖トレッキング
■温泉ヶ岳・根名草山軽走ツアー



詳細やお申込み、その他
ツアーは各月のQRコード
からどうぞ！

面白い虫をさがそう！
『花に集まる虫たち編』



百花繚乱！夏の湯元は
昆虫たちのパラダイス！

8/4(日) 8:30～12:30

参加費：4,000円

集合：湯元本通北駐車場

戦場ヶ原
ナイトハイキング



奥日光の涼しい夏の夜、
原始の自然に浸ってみませんか？

8/3、10、17、24(日)

毎週土曜
計4回

参加費：4,000円

集合：赤沼自然情報センター

9月

夏が終わって寂しい？
楽しみはまだあるよ！

他には…

■秋の戦場ヶ原ガイドウォーク



詳細やお申込み、その他
ツアーは各月のQRコード
からどうぞ！

小田代原「草紅葉」
ガイドウォーク



知る人ぞ知る小田代原の絶景
「草紅葉」を堪能しましょう！

9/28(土)、29(日)

集合：赤沼自然情報センター

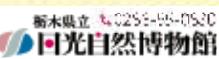
これからの季節も
もりだくさん！

■草紅葉ガイドウォーク(10月)

■オオワシ、オジロワシ
をさがそう！(11、12月)

■奥日光ナイトサファリ(11月)

などなど！お楽しみに！



栃木県内のまつり・イベント情報(8月)



期日	名称	市町名	場所(集合場所)	問い合わせ	TEL
7月20日(土)～9月1日(日)	足利渡良瀬ウォーター・パーク(わたらせビーチ)	足利市	足利市岩井町	エコアールグリーンプラザ(渡良瀬グリーンプラザ)	0284-40-1787
8月18日(日)、25日(日) 9月1日(日) 下り 10:54～12:23 上り 14:02～15:37	ZOMBIE TRAIN 2	日光市	わたらせ渓谷鐵道車両内 下り:わたらせ渓谷鐵道「大間々駅」 上り:わたらせ渓谷鐵道「通洞駅」	【運行予約に関するこ と】わたらせ渓谷鐵道株式会社 【事業企画等に関するこ と】日光市足尾観光課	0277-73-2110 0288-93-3116
7月13日(土) ～10月13日(日)の土日 午前の部10:30～11:30 午後の部14:30～15:30	御用邸「中坪(中庭)めぐり」ツアーガイド	日光市	日光田母沢御用邸記念公園	日光田母沢御用邸記念公園	0288-53-6767
7月13日(土)～9月1日(日)	史跡足利学校 企画展 相田みつを生誕100年記念「相田みつをと足利学校」	足利市	史跡足利学校 遺蹟図書館内 (足利市昌平町2338)	史跡足利学校事務所	0284-41-2661
8月10日(土)～18日(日)	ひまわり祭り	益子町	益子町上山地内 (道の駅ましこから約500m)	ましこ花のまちづくり実行委員会事務局 (益子町観光商工課)	0285-72-8846
8月16日(金)	佐久山納涼花火大会	大田原市	佐久山簗川岩井橋下河川敷(大田原市佐久山)	大田原市観光協会	0287-54-1110
8月17日(土) 19:30～21:30	究極の闇体験!『日光湯元ナイトハイク』	日光市	日光湯元ビジャーセンター	自然公園財団 日光支部	0288-62-2461
8月19日(月) 花火打ち上げ:19:00～20:45	芦野聖天花火大会	那須町	芦野御殿山(那須町芦野)	芦野聖天花火大会実行委員会(広報担当 星野)	090-7279-8184
8月24日(土)	壬生ふるさとまつり	壬生町	壬生町総合公園陸上競技場(おもちゃ博物館東隣)(壬生町国谷783-1)	壬生町観光協会	0282-81-1844
8月24日(土)	きつれがわサマーフェスティバル&花火大会2024	さくら市	水辺公園(ジョイフルブルーパーク)(さくら市喜連川4145-10)	喜連川観光協会	028-686-3013
8月24日(土) 17:50～20:30	もおか木綿踊り	真岡市	真岡市荒町本通り	真岡市商工観光課	0285-83-8135
8月24日(土)18:00開演、25日(日)13:00開演	創作劇那須野の大地	那須塩原市	那須塩原市GUNEI三島ホール(那須塩原市東三島6丁目337)	劇団なすの	https://forms.office.com/r/VD2TCBqnAn
8月24日(土)～25日(日) 10:00～16:00	第17回かみのかわサンフラワー祭り	上三川町	上三川町農村環境改善センター南側(栃木県河内郡上三川町上郷2140)	かみのかわサンフラワー祭り実行委員会 (上三川町商工会内)	0285-56-2206
8月25日(日)	第7回芭蕉の里くろばね那珂川レディース鮎釣り大会(鮎レディ)	大田原市	那珂川河川公園(黒羽商工会裏)	大田原市観光協会	0287-54-1110
8月31日(土) 集合:11:30～12:00 解散:16:00～16:30	四季満祭川俣ゆうゆうサイクリング	日光市	女夫瀬無料駐車場(日光市川俣)	加仁湯 八丁の湯	0288-96-0311 0288-96-0306
8月31日(土)	尊徳夏まつり大花火大会	真岡市	鬼怒川河川敷緑地公園(真岡市砂ヶ原1261) ※砂ヶ原橋下流左岸側	尊徳夏まつり実行委員会	0285-74-4666
8月31日(土)	第10回サシバの里いちかい夏まつり花火大会	市貝町	市貝町中央公民館(芳賀郡市貝町上根1577)	市貝町産業振興課	0285-68-1118

※イベント中止等の場合がありますので、お出かけの際は上記にお問い合わせください。

Paris and La Belle Époque

The Center of Avant-Garde Artists

With the Weisman & Michel Collection of Montmartre Artists

ベル・エポック—美しき時代 パリに集った芸術家たち
ワイズマン&マイケルコレクションを中心に

開館時間：午前9時30分～午後5時（入館は午後4時30分まで） 休館日：月曜日（7/15、8/12は開館）、7/16、8/13 観覧料：一般 1,200(1,000)円 / 大高生 600(500)円 / 中学生以下無料
()内は20名以上の団体料金 主催：栃木県立美術館 後援：在日フランス大使館／アンスティチュ・フランセ、朝日新聞宇都宮総局、宇都宮コミュニティFM ミヤラジ、NHK 宇都宮放送局、株式会社エフエム栃木、
産経新聞社宇都宮支局、下野新聞社、東京新聞宇都宮支局、株式会社とちぎテレビ、株式会社栃木放送、毎日新聞宇都宮支局、読売新聞宇都宮支局 協力：日本航空 企画協力：アートインプレッション

2024.7.13 [土] → 9.8 [日]

栃木県立美術館

Tochigi Prefectural Museum of Fine Arts

Tel. 028-621-3566
〒320-0043 宇都宮市桜4-2-7
<https://www.art.pref.tochigi.lg.jp/>



アンリ・ド・トゥールーズ=ロートレック 『ブリュアンはモンマルトルに戻り『オ・バ・ダフ』を歌う』(部分) 1893年 デイヴィッド・E.ワイズマン & ジャクリヌ・E.マイケル著 ©Stéphane Pons

～栃木県立美術館からのお知らせ～

本展は、ベル・エポック期と称される黄金時代のパリを舞台にした映画『ディリリとパリの時間旅行』（監督：ミッシェル・オスロ、仏・独・自 2018）に触発され企画されました。19世紀末から20世紀初頭の世紀転換期に始まるベル・エポックは美しき時代として回想され、美術だけでなく様々な芸術や科学技術が発展しました。芸術家たちが集う華やかな街の情景をトゥールーズ＝ロートレックやシェレによるポスター、生活を彩る工芸品やファッション、貴重書といった豊富な資料を含む国内外の作品によって紹介します。

*会期中、一部展示替えがあります。



1. ジュール・シェレ《ムーラン・ルージュ》1889年 ディヴィッド・E. ウィズマン & ジャクリーン・E. マイケル ©Christopher Fay
2. アンリ・ドトゥーシュ《サロン・ド・サン》1896年 ディヴィッド・E. ウィズマン & ジャクリーン・E. マイケル ©Christopher Fay
3. テオフィル・アレクサンドル・スタンラン《シャ・ワール》1896年 ディヴィッド・E. ウィズマン & ジャクリーン・E. マイケル ©Stéphanie Pons
4. 《イブニング・ドレス》1920年代 文化学園服飾博物館
5. ルイ・アルベ=トリュシエ《ヴァリエテ劇場》1894年頃 ディヴィッド・E. ウィズマン & ジャクリーン・E. マイケル ©Christopher Fay
6. シュザンヌ・ヴァラドン《フルーツ鉢》1917年 ディヴィッド・E. ウィズマン & ジャクリーン・E. マイケル ©Christopher Fay
7. アンリ・ドトゥーシュ《ロートレック》1894年頃 ギルベル『ル・リール』誌7号 1894年12月22日刊12頁、裏表紙
8. ドーム兄弟《ばら文花瓶》1910年頃 株式会社神谷美術

〔関連イベント〕

A：記念講演会

「ベル・エポック 交錯する諸芸術の時代」

講師：喜多崎 親氏（成城大学文芸学部芸術学科教授）

日時：8月11日(日) 午後2時～

場所：集会室 定員：80名(先着順)

*申込不要、当日の企画展観覧券が必要

B：担当学芸員によるギャラリートーク

日時：7月13日(土) 午後3時30分～、8月31日(土) 午後2時～

集合場所：企画展示室入口

*申込不要、当日の企画展観覧券が必要

コレクション展Ⅱ | ひんやり美術館 7月13日(土)～10月3日(木)

*9月9日(月)～20日(金)は休館

新収蔵 アルフレッド・シスレー《冬の夕日(サン=マメスのセーヌ河)》公開中！

【宇都宮美術館のご案内】 *詳細は宇都宮美術館へお問い合わせください。TEL.028-643-0100

大川美術館コレクションによる20世紀アートセレクション 6月9日(日)～8月18日(日)

～ピカリ、ベン・シャーンからポップ・アートまで

コスチュームジュエリー 一美の変革者たち 9月8日(日)～12月15日(日)

シャネル、ディオール、スキャバレッリ 小糸千佐子コレクションより

Paris and La Belle Époque The Center of Avant-Garde Artists With the Weisman & Michel Collection of Montmartre Artists ベル・エポック—美しき時代

パリに集った芸術家たち
ウィズマン & マイケルコレクションを中心に



栃木県立美術館

Tochigi Prefectural Museum of Fine Arts

〒320-0043 宇都宮市桜4-2-7

TEL.028-621-3566

<https://www.art.pref.tochigi.lg.jp/>



会員へのメール配信サービスを始めました。是非ご活用ください！

当協会では、行政や関係団体からの法改正や各種研修会の案内等をホームページや郵送等により情報提供を行っておりますが、より早く情報を届けるため、新たな情報発信のツールとして、電子メールでの配信も並行して行っております。

つきましては、電子メールでの配信を希望される会員は、次の内容を入力して当協会宛にメールくださいますようお願いいたします。

《登録方法のご案内》

■送信先：協会 e-mail info@tochigi-sanpai.or.jp

*メール件名に「メール配信希望、会社名」を入力

*本文に ①会社名、②担当者、役職名、③電話番号、④送信先のメールアドレスを入力

何かご不明な点がございましたら、協会事務局まで御連絡ください。TEL028-612-8016

【協会員の皆様へ】－許可証の変更等について－

協会員の皆様から御提出いただいた許可証を基に会員名簿を作成し情報管理を行っております。この情報を基に、排出事業者等からのお問い合わせがあった際には、住所や該当品目等に応じた会員の紹介を行っております。最新情報を正確に提供させていただくためにも、許可証等会員企業情報に変更があった際には変更届を送付いたしますので、当協会まで御連絡ください。

氏名（法人にあっては名称又は代表者の氏名）又は住所もしくは事業所又は事業場の所在地を変更したとき（TEL 又は FAX 番号の変更も含む）

廃棄物処理法に基づく許可を追加取得、又は変更（許可証の写しを添付）及び廃止したとき

－編集後記－

今年も関東地方では梅雨が明けたようです。先月は佐野市で 41.0°C を記録したほか、関東でも 40°C を超える地域が数多く観測されました。この暑さはどこまで続くのか、暑さもほどほどにして欲しいと思いますが、屋外作業をされる方は、きちんと休息をとり、水分、塩分の補給に配慮してください。

私ごとになりますが、最近、近くも遠くも少々見えにくくなり、これまで 100 円ショップで購入した老眼鏡から、遠近両用メガネに変えました。焦点が合うのに少し時間を要したり、近くのものが変な見え方をしたり、視界も狭くなる感じがします。仕事はしっかりと方向性を見誤らず、視野を広げ、ピントがズれないようにしないといけないと、肝に銘じたいと思います。

－事務局だより－

☆ 7月3日（水）

災害時の廃棄物処理に係る初動対応訓練が、栃木県庁において開催され、湯澤専務理事が出席しました。

☆ 7月9日（火）

公益社団法人全国産業資源循環連合会理事会が、東京都港区の全産連会議室において開催され、菊池会長が出席しました。

☆ 7月10日（水）、16日（火）、29日（月）

廃棄物処理アドバイザリー事業が宇都宮市内の排出事業者において開催され、湯澤専務理事が講師を務めました。

☆ 7月12日（金）

関東地域協議会建設廃棄物対策委員会及び実務担当者会議が、Web 会議において開催され、熊本理事、湯澤専務理事が出席しました。